

おくやみ ハンドブック

那覇市

那覇市では、ご遺族が市役所で行う死亡に関する手続きをサポートする「おくやみコーナー」を設置しています。

おくやみコーナーはご予約制です

事前にインターネット予約または電話予約をお願いします。

①インターネット予約



(24時間受付)

②電話予約

☎098-963-6701

ハイサイ市民課 おくやみコーナー
受付時間：平日午前9時～午後4時



令和6年7月発行

目次

おくやみコーナーのご案内	P.1
市役所での手続きチェックリスト	P.4
市役所での手続き	
住民登録に関する手続き	P.6
年金に関する手続き	P.7
国民健康保険に関する手続き	P.8
後期高齢者医療保険に関する手続き	P.9
介護保険に関する手続き	P.12
在宅福祉に関する手続き	P.14
障がい福祉に関する手続き	P.14
医療費に関する手続き	P.18
生活保護に関する手続き	P.19
子どもに関する手続き	P.20
税金に関する手続き	P.23
軽自動車・バイクに関する手続き	P.25
市営住宅に関する手続き	P.26
墓地・霊園に関する手続き	P.27
上下水道に関する手続き	P.28
その他の手続き一覧	P.29
各種相談	P.30
市役所以外での主な手続き一覧	P.32
金融機関での相続手続き	P.33
相続に関する手続き一覧	P.34
相続登記の義務化について	P.35
家系図（3親等内の親族）	P.36
委任状	P.37
故人の財産について	P.39

おくやみコーナーのご案内

那覇市では、ご遺族が市役所で行う死亡に関する手続きをサポートする専用コーナー「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、インターネットまたは電話での事前予約が必要です。
※那覇市に住民登録をされていた方が対象です。

【おくやみコーナー】

○受付時間：平日午前9時～午後4時（正午～午後1時及び土・日・祝休日・年末年始を除く）
○場 所：那覇市役所本庁舎1階 おくやみコーナー（3ページにフロアマップあり）

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

死亡に関する主な手続きについて、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

※おくやみコーナーを利用せず、従来どおり、各担当課窓口での手続きも可能です。

お手続きの流れ

STEP 1 事前予約（予約必須）

来庁希望日の3営業日前までに、利用予約が必要です。

- ①インターネットで予約する場合（24H受付）
右のQRコードを読み取ってください。



- ②電話で予約する場合

ハイサイ市民課 おくやみコーナー窓口 ☎ 098-963-6701

※受付時間は平日午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く）です。

予約メモ	
来庁予約日時	令和 年 月 日 () 午前 / 午後 :
来庁される方	氏名 : 亡くなられた方との続柄 :

STEP 2 持ち物のご案内

予約日の2日前までに、おくやみコーナーより予約当日の持ち物などを電話もしくはメールにてご案内します。

【おくやみコーナー来庁時の持ち物チェックリスト】

ご来庁の際に必要となる代表的な持ち物を掲載しています。持ち物の確認にご活用ください。

ご遺族の持ち物		
<input type="checkbox"/>	1	本人確認書類（ 来庁される方 ・ 相続人代表者（ ） ） (顔写真付きの場合は1点、顔写真のないものは2点お持ちください。)
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>顔写真付きのもの</p> <p>例)マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など</p>  <p>1点</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>顔写真のないもの</p> <p>例)健康保険証、各種年金証書(手帳)、介護保険証、生活保護受給者証など</p>  <p>2点 年金手帳 + 介護保険証</p> </div> </div>
<input type="checkbox"/>	2	来庁される方の印鑑 ※認め印可
<input type="checkbox"/>	3	火葬許可証 または 火葬費の領収書
<input type="checkbox"/>	4	通帳（葬祭執行人（ ）・相続人代表者（ ））
<input type="checkbox"/>	5	亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍謄本など
<input type="checkbox"/>	6	委任状（※37ページに委任状様式あり）
亡くなられた方の持ち物		
健康保険	7	国民健康保険被保険者証 (発行時期によって色が変わります)
	8	国民健康保険限度額適用認定証 (区分によって色が異なります)
	9	国民健康保険特定疾病療養受療証
	10	後期高齢者医療保険被保険者証(ピンク色)
	11	後期高齢者医療限度額適用認定証(紫色)
	12	後期高齢者医療特定疾病療養受療証(灰色)
介護保険	13	介護保険被保険者証(オレンジ色)
	14	介護保険負担割合証(水色)
	15	介護保険負担限度額認定証(黄色)
	16	社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認証(紫色)
障がい福祉	17	身体障害者手帳
	18	療育手帳
	19	精神障害者保健福祉手帳
	20	自立支援医療受給者証(更生医療)
	21	自立支援医療受給者証(精神通院)
	22	重度心身障がい者医療費等助成受給者証
	23	サービス受給者証

※葬祭執行人及び相続人代表者については、次ページにて説明書きがあります。

STEP 3 予約当日

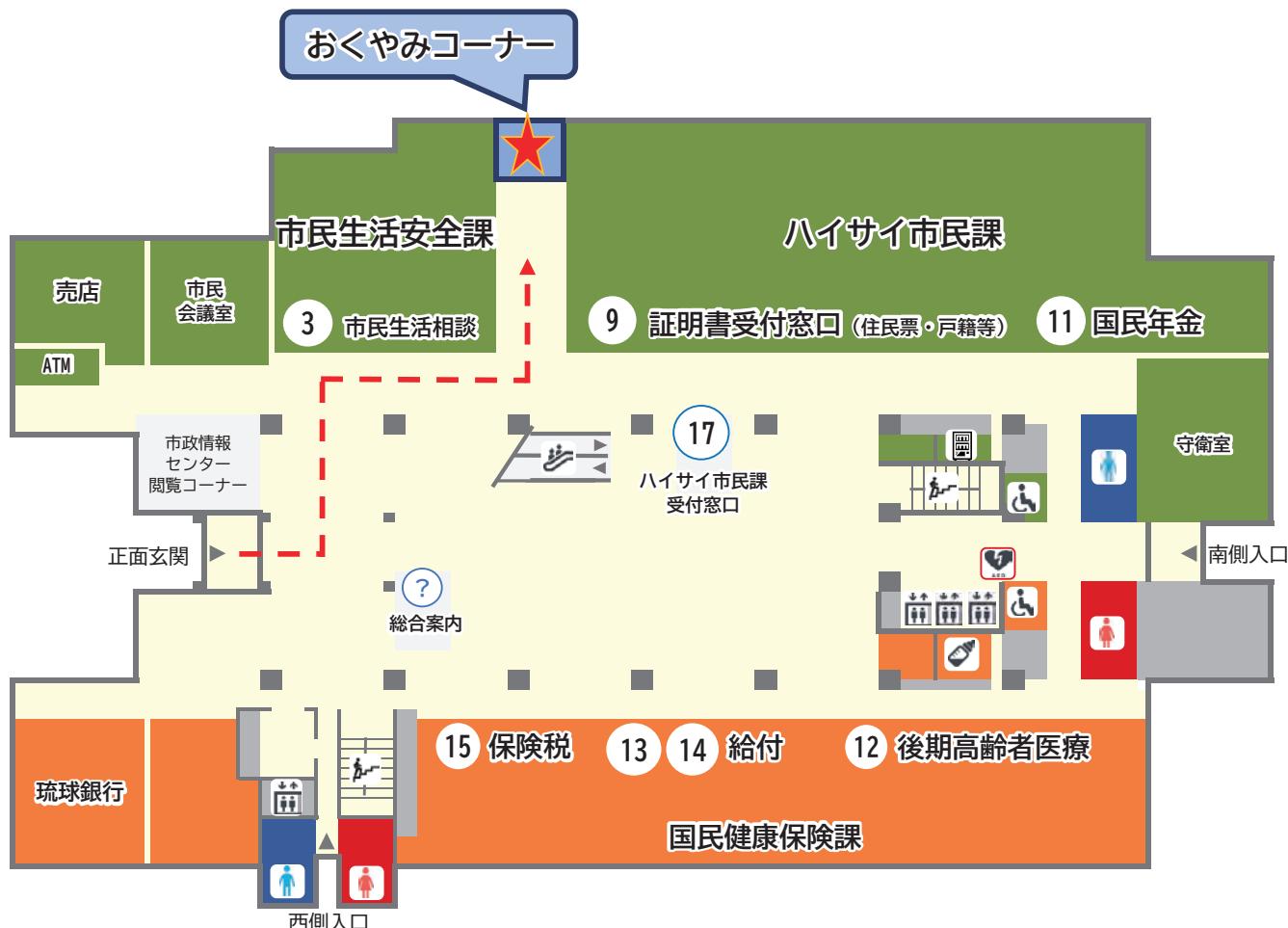
ご予約日時に「おくやみコーナー」までお越しください。

「おくやみコーナー」は那覇市役所本庁舎1階のハイサイ市民課の隣に設置しております。

※手続き内容によっては、すべての手続きが一度で終わらない場合があります。

※担当課での受付が必要な手続きについては、申請書作成を行った後、担当課をご案内します。

※可能な限り、相続人の方がご来庁されることをおすすめします。



◆葬祭執行人とは…？

死亡届の届出者（火葬許可証の申請者）または火葬費用の支払者（領収書の宛名）のことです。

◆相続人代表者とは…？

所有権や相続割合等に関わらず、あくまでも市の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書などを受け取る人のことです。

※法定相続人については36ページをご確認ください。

市役所での手続きチェックリスト

☑ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

区分	番号	亡くなられた方について	手続き内容	おくやみ コーナー での受付	チェック	該当 ページ
住民登録	1	印鑑登録証、 住民基本台帳カード、 マイナンバーカード（個人番号 カード）または通知カード、 いずれかを持っていた	手続き及びカード返却の必要は ありません。	—	<input type="checkbox"/>	p.6
	2	3人以上の世帯の世帯主であった	世帯主変更の届出	—	<input type="checkbox"/>	p.6
年金	3	国民年金を受給していたまたは 国民年金に加入中であった	未支給年金の支給 遺族基礎年金などの請求	—	<input type="checkbox"/>	p.7
国民 健康保険	4	国民健康保険に加入していた	国民健康保険被保険者証などの返還	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.8
	5		国民健康保険被保険者証などの差替え	—	<input type="checkbox"/>	p.8
	6		葬祭費の支給申請	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.9
後期高齢者 医療保険	7	後期高齢者医療保険に 加入していた	後期高齢者医療被保険者証などの返還	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.9
	8		葬祭費の支給申請	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.10
	9		相続人代表者の申告	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.10
	10		高額療養費支給口座の変更	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.11
	11		後期高齢者医療保険に関する送付先 の変更	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.11
介護保険	12	65歳以上、または要支援・要介護 認定を受けていた	介護保険被保険者証などの返還	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.12
	13		介護保険に関する送付先の変更	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.12
	14		介護認定申請取下げの届出	—	<input type="checkbox"/>	p.13
	15		介護保険料の精算	—	<input type="checkbox"/>	p.13
	16		高額介護サービス費の振込口座の 変更	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.13
在宅福祉	17	福祉電話を利用していた	福祉電話の返却	—	<input type="checkbox"/>	p.14
障がい福祉	18	身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳のいずれかを 持っていた	障害者手帳の返還	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	p.14
	19	特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給していた	特別障害者手当などの資格喪失、 未支払分手当の請求	—	<input type="checkbox"/>	p.15
	20	補装具・日常生活用具給付などを 申請していた	補装具費給付または日常生活用具 給付の申請取下げ	—	<input type="checkbox"/>	p.15
	21	障害福祉サービスを受けていた	障害福祉サービスなどに関する 手続き	—	<input type="checkbox"/>	p.16

市役所での手続きチェックリスト

区分	番号	亡くなられた方について	手続き内容	おくやみ コーナー での受付	チェック	該当 ページ
障がい福祉	22	自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）をもっていた	自立支援医療受給者証の返還	○	□	p.17
	23	重度心身障がい者医療費等助成を受給していた	重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失・振込先口座の変更	—	□	p.17
医療費	24	特定医療費を受給していた	特定医療費受給者証の返還	—	□	p.18
生活保護	25	生活保護を受給していた	世帯状況変動の届出	—	□	p.19
	26		葬祭費の工面のための生活保護申請	—	□	p.19
子ども	27	こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた	こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成に関する手続き	—	□	p.20
	28	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けていた	母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届	—	□	p.20
	29	児童手当を受給していた	児童手当に関する手続き	—	□	p.21
	30	児童扶養手当を受給していた	児童扶養手当に関する手続き	—	□	p.21
	31	特別児童扶養手当を受給していた	特別児童扶養手当に関する手続き	—	□	p.22
税金	32	固定資産（土地・家屋）を所有していた	相続人及びその代表者名などの申告	—	□	p.23
	33	償却資産を所有していた	固定資産税(償却資産)申告	—	□	p.23
	34	市県民税、固定資産税、軽自動車税の未納分がある	未納分の市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付手続き	—	□	p.24
	35	市県民税を課税されていた	相続人代表者の指定届	—	□	p.24
	36	所有する土地・家屋などの資産証明書が必要なとき	資産証明書の交付申請	—	□	p.24
軽自動車・バイク	37	原付バイク・軽自動車などを所有していた	125cc以下の原付バイクの名義変更または廃車手続き	—	□	p.25
	38		軽自動車税(種別割)減免の廃止	—	□	p.25
市営住宅	39	市営住宅に入居していた	市営住宅の退去手続きまたは入居承継の手続き	—	□	p.26
墓地・靈園	40	那霸市民共同墓・那霸市霊園墓地の使用者だった	那霸市民共同墓・那霸市霊園墓地の使用者変更の手続き	—	□	p.27
	41	那霸市民共同墓への納骨を行う	那霸市民共同墓への納骨に関する手続き	—	□	p.27
上下水道	42	水道を利用していた	上下水道使用者の名義変更または閉栓及び料金精算	—	□	p.28
	43	井戸水または雨水を使用している世帯で下水道に接続していた	下水道の使用者名義変更または廃止手続き	—	□	p.28

市役所での手続き

住民登録

1. 印鑑登録証などについて

(印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード(個人番号カード)またはいずれか通知カードを持っている場合)

手続き及びカード返却の必要はありません。

※印鑑登録証、住民基本台帳カードは、はさみなどで細かくして処分してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、死亡後の手続きで必要な場合がありますので、マイナンバーカードや通知カードは、しばらく保管しておくことをお勧めします。すべての手続き完了後、はさみなどで細かくして処分してください。

2. 世帯主変更の届出

亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に亡くなられた方の他に世帯員(15歳以上)が2名以上いる場合、世帯主変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
届出人の本人確認書類	亡くなった日から14日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">届出人が亡くなられた方と別世帯の場合は、委任状が必要です。(37ページに委任状様式あり)外国人住民については、市役所1階窓口のみの受付です。	<p>【受付窓口】 市役所1階⑭番窓口 各支所</p> <p>【問い合わせ先】 ハイサイ市民課 住民異動窓口 ☎ 098-862-3274</p>

MEMO

年金

3. 国民年金の手続き

亡くなられた方が国民年金を受給中または国民年金加入中などの場合、以下の国民年金の給付に該当する場合があります。詳しくは、下記の受付窓口にてご確認ください。

○未支給年金

障害基礎年金や遺族基礎年金などの国民年金を受けていた方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。(老齢基礎年金や老齢厚生年金を受給していた方の未支給年金の受付窓口は、年金事務所または共済組合になります。)

○遺族基礎年金

国民年金加入中の方、国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有する方(いずれも下記の納付要件が必要)、または保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子(注)のいる配偶者」、または「子(注)」に支給されます。

【納付要件】(次の①または②を満たしていることが必要です)

①亡くなった日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。

②亡くなった日において65歳未満であり、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと(死亡日が令和8年3月末日までの場合の特例)

(注)子とは、18歳になった年度の3月31日までにある子、または国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級の障害状態にある20歳未満の子です。

○寡婦年金

死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料免除期間が合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、寡婦年金は支給されません。

○死亡一時金

死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※寡婦年金を受けられる場合、どちらか一方を選択します。

※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年間です。

受付窓口・問い合わせ先

年金種別	国民年金※1	国民年金・厚生年金	共済年金
受付窓口 電話番号	①ハイサイ市民課 国民年金グループ ☎ 098-861-6901	②那覇年金事務所 ☎ 098-855-1111 (音声ガイダンスが流れたら [1] → [2])	加入していた 共済組合へ お問い合わせ ください。
場 所	市役所本庁1階⑪番窓口	那覇市壱川2丁目3-9 ※最寄りの年金事務所で手続可	

※1.国民年金の加入者及び受給者が亡くなった場合でも、年金事務所へ案内することがあります。

国民健康保険

4. 国民健康保険被保険者証などの返還

〒 郵送対応：  おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者だった場合、被保険者証及びその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①国民健康保険被保険者証 ②国民健康保険限度額適用認定証(お持ちの方のみ) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所 1 階⑬⑭番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 紙付グループ ☎ 098-862-4262

5. 国民健康保険被保険者証などの差替え

亡くなられた方が国民健康保険の世帯主だった場合、世帯全員の国民健康保険被保険者証及びその他各種証の差し替えが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類 ②国民健康保険被保険者証 (亡くなられた方と同一世帯の方の分) ③国民健康保険限度額適用認定証 (亡くなられた方と同一世帯でお持ちの方のみ) ④特定疾病療養受療証 (亡くなられた方と同一世帯でお持ちの方のみ)	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">同一世帯以外の方が国民健康保険被保険者証の差替えをする場合は委任状が必要です。 (※37ページに委任状様式あり)国民健康保険被保険者証のみの差替えは、各支所にて手続き可能です。	【受付窓口】 市役所 1 階⑬⑭番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 紙付グループ ☎ 098-862-4262

MEMO

6. 葬祭費の支給申請

〒 郵送対応： おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者だった場合、葬祭を行った方（葬祭執行人）に対して葬祭費を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①国民健康保険被保険者証 ②火葬領収書 ③火葬領収書の納入者の預金通帳 ④届出人の本人確認書類	火葬日の翌日から2年以内
備 考	
<ul style="list-style-type: none"> 納入者以外の口座へ振り込みを希望する場合、委任状が必要です。（※37ページに委任状様式あり） 葬祭費の支給申請は各支所にて手続き可能です。 ※葬祭執行人については3ページをご参照ください。 <p>「葬祭費の支給申請」については、オンライン申請システムをご利用いただけます。</p> <p><u>オンライン申請はこちらから</u></p> 	<p>【受付窓口】 市役所1階⑬⑭番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 国民健康保険課 納付グループ ☎ 098-862-4262</p>

後期高齢者医療保険

7. 後期高齢者医療被保険者証などの返還

 おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、被保険者証及びその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ③特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	亡くなった後、速やかに
備 考	
—	<p>【受付窓口】 市役所1階⑫番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410</p>

後期高齢者医療保険

8. 葬祭費の支給申請

 おくやみコーナー受付 : ○

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、葬祭を行った方(葬祭執行人)に対して葬祭費を支給するため、葬祭費請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①葬祭執行人の預金通帳 ②葬祭執行人が確認できるもの (火葬許可証または火葬場の使用許可証、火葬費の領収書)	火葬日の翌日から 2 年以内
備 考	<p>・葬祭執行人以外の口座へ振り込みを希望する場合、委任状が必要です。(※37ページに委任状様式あり) ※葬祭執行人については3ページをご参照ください。</p> <p>【受付窓口】 市役所 1 階⑫番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410</p>

9. 相続人代表者の申告

 おくやみコーナー受付 : ○

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合、相続人代表者を申告する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍抄本または謄本(原本) ※亡くなられた方と相続人が同世帯の場合は不要	亡くなった後、速やかに
備 考	<p>【受付窓口】 市役所 1 階⑫番窓口 【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410</p>

..... MEMO

10. 高額療養費支給口座の変更

 おくやみコーナー受付 : ○

亡くなられた方に高額療養費等の医療給付が発生していた場合、給付の受取人を亡くなられた方から相続人代表者へ変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
相続人代表者の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※相続人代表者については3ページをご参照ください。	<p>【受付窓口】 市役所 1 階⑫番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410</p>

11. 後期高齢者医療保険に関する送付先の変更

 おくやみコーナー受付 : ○

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合や、郵送物の送付先を相続人代表者へ変更希望する場合は、手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
相続人代表者の本人確認書類	随時
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※相続人代表者については3ページをご参照ください。	<p>【受付窓口】 市役所 1 階⑫番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療グループ ☎ 098-917-0410</p>

..... MEMO

介護保険

12. 介護保険被保険者証などの返還

〒 郵送対応：  おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が介護保険被保険者証などを所持していた場合、介護保険被保険者証やその他各種証の返還が必要です。

持 物	手続きの期日
①介護保険被保険者証	亡くなった後、速やかに
②介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）	受付窓口・問い合わせ先
③介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	<u>介護認定を受けている場合</u>
④社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認証（お持ちの方のみ）	【受付窓口】 市役所2階⑩番窓口 【問い合わせ先】 チャーがんじゅう課 納付グループ  098-862-9010
備 考	<u>介護認定を受けてない場合</u> 【受付窓口】 市役所2階⑧番窓口 【問い合わせ先】 チャーがんじゅう課 保険料グループ  098-862-9010

13. 介護保険に関する送付先の変更

 おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が単身世帯だった場合、郵送物の送付先変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
申請者の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
申請者が3親等外の場合、委任状が必要です。 (※37ページに委任状様式あり)	<u>介護認定を受けている場合</u> 【受付窓口】 市役所2階⑨番窓口 【問い合わせ先】 チャーがんじゅう課 認定グループ  098-861-1274 <u>介護認定を受けてない場合</u> 【受付窓口】 市役所2階⑧番窓口 【問い合わせ先】 チャーがんじゅう課 保険料グループ  098-862-9010

14. 介護認定申請取下げの届出

〒 郵送対応：

亡くなられた方が介護認定など申請中だった場合、認定などの申請を取り下げる手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
届出人の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
申請者が3親等外の場合、委任状が必要です。 (※37ページに委任状様式あり)	【受付窓口】 市役所2階②番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 認定グループ ☎ 098-861-1274

15. 介護保険料の精算

〒 郵送対応：

亡くなられた方が介護保険料に未納がある場合、介護保険料の精算を行う手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
届出人の本人確認書類	—
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	【受付窓口】 市役所2階②番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 保険料グループ ☎ 098-862-9010

16. 高額介護サービス費の振込口座の変更

〒 郵送対応： おくやみコーナー受付：

高額介護サービス費の振込先が亡くなられた方の口座になっている場合、振込先口座を法定相続人へ変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
法定相続人の通帳	亡くなった日から2年以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※法定相続人については36ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所2階③番窓口 【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 給付グループ ☎ 098-862-9010

在宅福祉

17. 福祉電話の返却

〒 郵送対応：

亡くなられた方が福祉電話を利用していた場合、電話機の返却が必要です。

持 物	手続きの期日
貸与されていた電話機	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
亡くなられた方が電話機を貸与されていたか不明の場合は、お問い合わせください。	<p>【受付窓口】 市役所2階②番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ ☎ 098-862-9010</p>

障がい福祉

18. 障害者手帳の返還

〒 郵送対応：  おくやみコーナー受付：

亡くなられた方が障害者手帳を所持していた場合、返還の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①身体障害者手帳（お持ちの方のみ） ②療育手帳（お持ちの方のみ） ③精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ） ④届出人の本人確認書類	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
一	<p>【受付窓口】 市役所3階⑤番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 紙付1グループ ☎ 098-862-3275</p>

..... MEMO

19. 特別障害者手当などの資格喪失、未支払分手当の請求

〒 郵送対応：

亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当のいずれかを受給していた場合、受給資格を喪失する手続きが必要です。

また、未支払い分の手当があるときは、未支払い手当の請求を行うことで、同一世帯の方へ支給されます。

持 物	手続きの期日
<未支払い分の手当があるとき> 受給資格者（亡くなられた方）と同一世帯の方の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
未支払分の手当の有無については、担当課へお問い合わせください。	<p>【受付窓口】 市役所3階⑬番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 紙付2グループ ☎ 098-862-3275</p>

20. 補装具費給付または日常生活用具給付の申請取下げ

〒 郵送対応：

亡くなられた方が補装具または日常生活用具給付を申請していた場合、補装具費・日常生活用具給付の申請または交付決定後の申請を取り下げる手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<交付決定後取下げする場合> ①決定通知書 ②支給券 ③代理受領に係る補装具費支払委任状	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
—	<p>【受付窓口】 市役所3階⑬番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 紙付2グループ ☎ 098-862-3275</p>

..... MEMO

障がい福祉

21. 障害福祉サービスなどに関する手続き

亡くなられた方が次の障害福祉サービスを受けていた場合、各手続きが必要です。

【障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援】……各受給者証を返還する手続き

【緊急通報システム】……利用廃止を行う手続き

【身体障がい者福祉電話の設置】……設置解除を行う手続き

【沖縄県心身障害者扶養共済制度】……加入者が死亡した場合、死亡届の提出及び年金請求の手続きが必要です。受給者または障害者が死亡した場合は死亡届の提出が必要です。

持 物	手続きの期日
【障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援】 サービス受給者証	亡くなった後、速やかに
【沖縄県心身障害者扶養共済制度】 ①住民票（除票） ②障害者または年金管理者の預金通帳	
備 考	受付窓口・問い合わせ先 【受付窓口】 市役所3階⑬番窓口 【問い合わせ先】 障がい福祉課 ☎ 098-862-3275

MEMO

22. 自立支援医療受給者証の返還

〒 郵送対応：

亡くなられた方が自立支援医療を受給していた場合、所持していた受給者証を返還する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①届出人の本人確認書類 ②亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療、精神通院)	亡くなった後、速やかに
備 考	
—	<p>【受付窓口】 市役所3階⑬番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 紙付1グループ ☎ 098-862-3275</p>

23. 重度心身障がい者医療費等助成 受給資格喪失・振込先口座の変更

〒 郵送対応：

亡くなられた方が重度心身障がい者医療費等助成を受給していた場合、受給資格喪失と未支給分の助成金の振込先口座を変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①重度心身障がい者医療費等助成受給者証 ②亡くなられた方と同世帯の方の預金通帳	亡くなった後、速やかに
備 考	
亡くなられた方と別世帯の方の口座を登録する場合は、 亡くなられた方との続柄がわかる公的文書(戸籍謄本 など)が必要です。	<p>【受付窓口】 市役所3階⑬番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 障がい福祉課 紙付2グループ ☎ 098-862-3275</p>

MEMO

医療費

24. 特定医療費（指定難病）受給者証
または小児慢性特定疾病医療受給者証の返納〒 郵送対応：

亡くなられた方が特定医療費（指定難病）受給者または小児慢性特定疾病医療受給者だった場合、受給者証の返納が必要です。

持 物	手続きの期日
特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証	亡くなった後、速やかに
備 考	<p>受付窓口・問い合わせ先</p> <p>【受付窓口】 那覇市保健所1階 母子・難病受付 那覇市与儀1丁目3番21号</p> <p>【問い合わせ先】 地域保健課 医療費助成グループ ☎ 098-853-7962</p>

MEMO

生活保護

25. 世帯状況変動の届出

亡くなられた方が生活保護を受給していた場合、死亡した日をもって生活保護廃止となるため、早めに死亡日をご連絡いただく必要があります。

持 物	手続きの期日
死亡届のコピー	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
一	<p>【受付窓口】 市役所2階②⑤番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 保護第1～3課 ☎ 098-861-5193 ☎ 098-861-5194 保護課相談室 ☎ 098-862-0515</p>

26. 葬祭費の工面のための生活保護申請

亡くなられた方の葬儀費用の捻出が困難であり、喪主が生活保護費の一つとして葬祭扶助を受給する場合、生活保護申請の手続きが必要です。

なお、喪主の方がすでに生活保護を受給中の場合、担当のケースワーカーにご相談ください。

持 物	手続きの期日
①喪主の氏名、葬儀費用が記載された書類 ②喪主の収入状況、資産状況がわかる書類	葬儀費用を支払う前
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> 申請者は葬儀の喪主となる方のみです。 葬儀費用を自費支払い後は申請できません。必ず葬儀費用を支払う前に申請が必要です。 	<p>【受付窓口】 市役所2階②⑤番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 保護第1～3課 ☎ 098-861-5193 ☎ 098-861-5194 保護課相談室 ☎ 098-862-0515</p>

MEMO

子ども

27. こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成に関する手続き

亡くなられた方がこども医療費助成もしくは母子及び父子家庭等医療費助成の対象児童または受給者の場合、助成資格の停止・変更する手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
那覇市こども医療費助成金受給資格者証、または那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証	亡くなった後、速やかに
備 考 <p>手続き、持ち物についての詳細は、担当課へお問い合わせください。</p>	受付窓口・問い合わせ先 【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 医療費支援グループ ☎ 098-861-6951

28. 母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届

母子・父子・寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人、連帯保証人が亡くなられた場合、死亡届の提出が必要です。

持 物	手続きの期日
一	亡くなった後、速やかに
備 考 <p>状況によりその他の手続きが必要になる場合があります。 事前にお問い合わせください。</p>	受付窓口・問い合わせ先 【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 子育て応援課 児童家庭グループ ☎ 098-861-6951

MEMO

29. 児童手当に関する手続き

亡くなられた方が児童手当を受給していた場合、新たに養育者となる方に対する支給認定の手続きが必要です。

また、未払いの手当がある場合、未支払請求の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①新たに受給者となる方の預金通帳 ②新たに受給者となる方の保険証の写し ③支給対象児童名義の預金通帳	亡くなった日の翌日から 15 日以内
備 考	
・認定請求は、新しく養育する方が手続きしてください。 ・那覇市在住の対象児童が亡くなった場合、手続きは不要です。	<p>【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 子育て応援課 児童手当グループ ☎ 098-861-6951</p>

30. 児童扶養手当に関する手続き

【支給対象児童が亡くなった場合】

亡くなった児童のみが支給対象児童の場合、受給資格の喪失届出が必要です。

また、亡くなった児童以外に支給対象児童がいる場合、支給額の改定の手続きが必要です。

【受給者が亡くなった場合】

亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合、受給資格の喪失手続きが必要です。

また、未払いの手当がある場合、未払い請求の手続きが必要です。

(手当受給を継続する場合、新たな養育者の認定請求手続きが必要です)

持 物	手続きの期日
【受給者が亡くなった場合】 ①対象児童の本人確認書類 ②対象児童名義の預金通帳 ※新たな養育者の認定請求手続きに必要な書類は、担当課へお問い合わせください。	<p>【児童扶養手当受給資格喪失の届出】 亡くなった日から 14 日以内</p> <p>【児童扶養手当の認定及び支給額改定の手続き・未支払児童扶養手当の請求】 亡くなった後、速やかに</p>
備 考	受付窓口・問い合わせ先
一	<p>【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 子育て応援課 児童家庭グループ ☎ 098-861-6951</p>

子ども

31. 特別児童扶養手当に関する手続き

【支給対象児童が亡くなった場合】

亡くなられた児童のみが支給対象児童の場合、受給資格の喪失届出が必要です。

また、亡くなられた児童以外に支給対象児童がいる場合、支給額の改定の手続きが必要です。

【受給者が亡くなった場合】

亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、受給資格の喪失を届出する手続きが必要です。また、未払いの手当がある場合、未払い請求の手続きが必要です。

(手当受給を継続する場合、新たな養育者の認定請求手続きが必要です)

持 物	手続きの期日
<p>【受給者が亡くなった場合】</p> <p>①対象児童の本人確認書類 ②対象児童名義の預金通帳</p> <p>※新たな養育者の認定請求手続きに必要な書類は、担当課へお問い合わせください。</p>	<p>【特別児童扶養手当受給資格喪失の届出】 亡くなった日から 14 日以内</p> <p>【特別児童扶養手当の認定及び支給額改定の手続き・未支払特別児童扶養手当の請求】 亡くなった後、速やかに</p>
【支給対象児童が亡くなった場合】 担当課へお問い合わせください。	受付窓口・問い合わせ先
一	<p>【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 子育て応援課 児童家庭グループ ☎ 098-861-6951</p>

MEMO

税金

32. 相続人及びその代表者名などの申告

〒 郵送対応：

亡くなられた方が固定資産(土地・家屋)を所有していた場合、相続登記完了までの間、納税義務者となる相続人(現所有者)の中から代表者を決め、申告する「現所有者申告書兼相続人代表者指定届」の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
固定資産税納税通知書	相続人であることを知った日の翌日から3ヶ月
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<p>申告書の提出後、賦課期日(1月1日)に相続登記が完了していない場合は、申告された代表者に固定資産税納税通知書を送付します。</p> <p>「現所有者申告書兼相続人代表者指定届」については、オンライン申請システムをご利用いただけます。</p> <p><u>オンライン申請はこちらから</u></p> 	<p>【受付窓口】 市役所3階④番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 資産税課 管理グループ ☎ 098-862-5320</p>

33. 固定資産税（償却資産）申告

〒 郵送対応：

亡くなられた方が償却資産を所有していた場合、償却資産の減少申告の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
固定資産税納税通知書または償却資産申告書の控えまたは申告案内のハガキなど	亡くなった日の翌年の1月末日
備 考	受付窓口・問い合わせ先
償却資産の相続・事業の承継者がいる場合は、その方も併せて申告が必要です。	<p>【受付窓口】 市役所3階④番窓口</p> <p>【問い合わせ先】 資産税課 儚却資産グループ ☎ 098-862-5320</p>

MEMO

税金

34. 未納分の市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付相談

亡くなられた方に課税されていた市県民税、固定資産税、軽自動車税について未納がある場合、納付の相談が必要です。

持 物	手続きの期日
①亡くなられた方の死亡年月日及び法定相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） ②届出人の本人確認書類	随時
備 考	受付窓口・問い合わせ先
・原則、法定相続人のみ相談可能です。 ※法定相続人については36ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所3階④番窓口 【問い合わせ先】 納税課 ☎ 098-861-6902

35. 相続人代表者の指定届

〒 郵送対応：○

亡くなられた方が市県民税課税者だった場合、賦課徴収に関する書類を受け取る代表者指定の届出が必要です。

持 物	手続きの期日
一	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
納税通知書を受け取る方を指定する届出であり、支払う人を決めるものではありません。	【受付窓口】 市役所3階⑧番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 個人第1 / 個人第2 / 管理グループ ☎ 098-861-3328

36. 資産証明書の交付申請

〒 郵送対応：○

亡くなられた方の所有する土地・家屋などの資産証明書を交付申請する場合。

持 物	手続きの期日
①亡くなられた方の死亡年月日及び法定相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） ②届出人の本人確認書類	随時 受付窓口・問い合わせ先
備 考	【受付窓口】 市役所3階⑨番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 法人・税務証明グループ ☎ 098-862-9903
・代理人が申請する場合、法定相続人からの委任状が必要です。（※37ページに委任状様式あり） ※法定相続人については36ページをご参照ください。	

軽自動車・バイク

37. 125cc 以下の原付バイクの名義変更または廃車手続き

亡くなられた方が 125cc 以下の原付バイク・小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
①標識交付証明書 ②相続人の承諾を得ていることがわかる書類（同意書など） ③相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など） ④自賠責保険証明書（名義変更する場合のみ） ⑤ナンバープレート（廃車する場合のみ）	廃車手続きは、所有者等でなくなった日から 30 日以内 名義変更手続きは、所有者等となった日から 15 日以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※ 125cc を超えるバイク、軽自動車、自動車の名義変更や廃車に関する問い合わせ先は 31 ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 軽自動車税グループ ☎ 098-862-9903

38. 軽自動車税(種別割)減免の廃止手続き

減免を受けていた車両について、減免廃止の申告が必要です。

持 物	手続きの期日
障がい者手帳（身体障がい者等に対する減免の場合） ※返納済みの場合はその旨お伝えください。	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
※普通自動車税の減免手続きに関する問い合わせ先は 31 ページをご参照ください。	【受付窓口】 市役所 3 階④番窓口 【問い合わせ先】 市民税課 軽自動車税グループ ☎ 098-862-9903

MEMO

市営住宅

39. 市営住宅の退去手続きまたは入居承継の手続き

亡くなられた方が市営住宅の名義人だった場合、市営住宅の退去手続きまたは同居人へ入居承継の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<p>【退去手続き】</p> <p>①代表相続人の印鑑 ②代表相続人の預金通帳 ③相続人であることがわかる戸籍謄本など ④身分証明書</p> <p>【入居承継の手続き】</p> <p>※該当条件がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>	亡くなった日から3ヵ月以内
備 考	受付窓口・問い合わせ先 同居人や連帯保証人又は緊急連絡人以外が退居手続きをする場合、専用の委任状が必要です。 【受付窓口】 市役所8階 【問い合わせ先】 市営住宅課 ☎ 098-951-3242

MEMO

墓地・霊園

40. 那覇市民共同墓・那覇市霊園墓地の使用者変更の手続き

〒 郵送対応：霊園墓地のみ

亡くなられた方が那覇市民共同墓または那覇市霊園墓地の使用者だった場合、使用者変更の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<p>【那覇市民共同墓の使用者変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用許可証 ②新使用者の身分証 ③前使用者と新使用者の続柄がわかる戸籍 ④再発行手数料 300 円 ⑤新使用者が市外在住であれば新使用者の本籍地記載の住民票抄本 ⑥関係人が市外在住であればその方の本籍地記載の住民票抄本 <p>【那覇市霊園墓地の使用者変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用者及び代理人の身分証明書 ②相続人全員のわかる戸籍謄本 ③再発行手数料 300 円 ④那覇市外在住であれば本籍地記載の住民票抄本 ⑤使用権承継同意書 	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
本人(新使用者)以外が手続きする場合に専用の委任状が必要です。	<p>【受付窓口】 市役所 7 階</p> <p>【問い合わせ先】 環境保全課 墓地行政推進グループ ☎ 098-951-3229</p>

41. 那覇市民共同墓への納骨に関する手続き

那覇市民共同墓への納骨を希望する場合、使用許可の手続きが必要です。

生前予約により使用許可を受けていた方は、納骨手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
<p>【生前予約の使用許可を受けていた方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生前予約使用許可証 ②火葬許可証（原本） ③納骨申請者の身分証 	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
<p>【那覇市民共同墓の使用許可を受けていない方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可申請手続きが必要です。 <p>詳しくは担当課までお問い合わせください。</p>	<p>【受付窓口】 市役所 7 階</p> <p>【問い合わせ先】 環境保全課 墓地行政推進グループ ☎ 098-951-3229</p>

上下水道

42. 上下水道使用者の名義変更または閉栓及び料金精算

電話対応：

亡くなられた方が上下水道の使用名義人（契約者）だった場合、新しい使用名義人（契約者）へ変更する手続きまたは、一人世帯だった場合は水道料金などの精算及び閉栓の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
検針票や領収書など（水道番号が確認できるもの）	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
電話またはインターネットによる手続きが可能です。 ◆上下水道局ホームページ https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html	【受付窓口】 上下水道局 1 階 お客様センター 【問い合わせ先】 料金サービス課 お客様センター  ☎ 098-941-7804

43. 下水道の使用者名義変更または廃止手続き

電話対応：

亡くなられた方が井戸水または雨水を使用している場合、新しい使用名義人へ変更または廃止の手続きが必要です。

持 物	手続きの期日
—	亡くなった後、速やかに
備 考	受付窓口・問い合わせ先
【名義変更】 電話および窓口による手続きが可能 【廃止の場合】 電話でご連絡後、現場確認(要立会い)が必要です。 ◆上下水道局ホームページ https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html	【受付窓口】 上下水道局 1 階 お客様センター 【問い合わせ先】 料金サービス課 お客様センター  ☎ 098-941-7804

MEMO

その他の手続き一覧

区分	亡くなられた方について	主な手続	担当課
こども	就学援助が認定とならなかつた方	就学援助の申請手続き	学務課 就学奨励グループ ☎ 098-917-3505
地域	那霸市協働大使だった	那霸市協働大使証・那霸市協働大使バッジの返納	まちづくり協働推進課 協働推進グループ ☎ 098-861-3846
くらし	浄化槽の管理者だった	浄化槽の使用休止・廃止・管理者の変更	環境保全課 ☎ 098-951-3229
	飼い犬の所有者だった	犬の所有者変更の届出	環境衛生課 ☎ 098-951-1530 窓口(住所)： 南風原町字新川641番地 エコマール那霸プラザ棟4階
医療 その他	結核指定医療機関を個人開設していた	結核指定医療機関の辞退	保健総務課 感染症グループ ☎ 098-853-7972
	結核医療費の公費負担を受けていた	患者票の返還	
営業資格など	食品等営業許可申請者だった	営業許可の地位承継(相続)、変更 営業許可証の返還(廃業)	生活衛生課 食品衛生グループ ☎ 098-853-7963
	医療従事者だった	籍抹消・免許証の返納	生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ ☎ 098-853-7963
	診療所・助産所を個人開設していた	診療所・助産所の廃止 開設者の死亡届出	
	薬事関係の許可を持つ市内営業所を開設していた	営業所の廃止・代表者などの変更	
	理容所・美容所・クリーニング所・旅館業・公衆浴場・興行場を営業していた	営業所の廃止・地位承継	
その他	風水害・火災等が原因で亡くなられた	災害見舞金、災害弔慰金の支給申請	福祉政策課 地域福祉グループ ☎ 098-862-9002
	農地を所有していた	農地の相続	商工農水課(農業委員会事務局) ☎ 098-951-3209
	パートナーシップ・ファミリー・シップ登録をしていた	登録事項変更届の提出	平和交流・男女参画課 なは女性センター ☎ 098-951-3203 窓口(住所)： 那霸市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ1F なは女性センター
ごみ	ごみについて、通常のごみ出し(1世帯で1回のごみ出しにつき6点まで)では処理しきれないとき		
	自分で処理施設へ持ち込む	持ち込みごみの事前予約	那霸・南風原クリーンセンター ☎ 098-882-6701
	那霸市が許可した収集業者に依頼する	環境政策課にて業者の紹介を行っています。お電話にてお問い合わせください。	環境政策課 ☎ 098-951-3231

各種相談

各種相談（事前予約制）

- ご相談内容の専門性に合わせて無料でご相談ができます（那覇市民のみ対象）。
- 事前予約制で相談時間（面談）は約30分です。
- 同じ内容の相談は受付できません。
- 市民個人のみが相談対象です（事業者やアパート経営者などの相談は受付できません）。

相談名	担当者	開催日	相談内容
法律相談	弁護士	毎週月曜日～金曜日 14時～16時30分	相続、金銭貸借等法律全般
登記・多重債務相談	司法書士	毎週水曜日 10時～12時	登記・相続の手続き方法など
税務相談	税理士	毎月第2・第4月曜日 10時～12時	税務一般
なやみごと相談	身上相談員	偶数月の第3月曜日 10時～12時	家庭内のもめごとなど
受付窓口・問い合わせ先			
【受付窓口】 市役所1階③番窓口			
【問い合わせ先】 市民生活安全課 市民生活相談グループ ☎ 098-862-9955			

生活に不安や困りごとを抱えている方へ

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターでは、生活や就労に関するご相談を受け、できることと一緒に考えながら、相談者の生活を再建するための支援を行っております。
 これから的生活に不安や困りごとを抱えている方は、まずはご相談ください。
 ※お電話にて面談日の予約をされると、相談がスムーズです。

名 称	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター
開 所 時 間	月～金曜日（祝日、慰霊の日、年末年始を除く） 9時～17時
受 付 時 間	9時～12時、 13時～16時
場 所	那覇市泉崎1丁目20番1号 バスターミナルビル6階 (グッジョブセンターおきなわ内)
問い合わせ先	☎ 098-917-5348

不動産を相続される方へ

亡くなられた方が所有していた建物や土地は、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。また、名義変更していない場合、売買などの契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。建物は、適切な管理を行わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れ、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだ場合、損害賠償を問われる可能性があります。そのため、定期的な見回りや補修、樹木の剪定などを行い、適切な管理をお願いします。

相続登記のこと	沖縄県司法書士会	☎ 098-867-3526
不動産売買のこと	(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会	☎ 098-861-3402
建築のこと	(公社) 沖縄県建築士会 (一社) 沖縄県建築士事務所協会	☎ 098-879-7727 ☎ 098-879-1311

遺品整理をされる方へ

遺品整理などによって家庭ごみが出た場合は、次のいずれかの方法により、処理をお願いします。

○通常のごみ出しに少しずつ出す

1世帯で1回に出せる量は6点までです。多量のごみを一度に出さないようご注意ください。

○那覇市一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼

環境政策課 (☎ 098-951-3231) にて業者の紹介を行っています。お電話にてお問い合わせください。

○ご遺族の方が分別し、クリーンセンターへ搬入

持ち込みの際は、那覇・南風原クリーンセンター (☎ 098-882-6701) に事前予約が必要です。

ご遺族のための集い（グリーフワークおきなわ）

ご遺族の方々が自分の体験や思いを語りたい、聴きたいと思ったときに、安心して集える場があります。

名 称	語る場「うりづん」
開 催 日 時	毎月第3日曜日 14時～16時
場 所	アドベンチストメディカルセンター 健診センター 沖縄県中頭郡西原町字幸地868番地
問い合わせ先	☎ 080-4316-0847

※開催時刻に遅れてのご参加はお断りする場合があります。

身近なご家族を自死（自殺）で亡くされた方へ（分かち合いの会）

身近な家族（配偶者、親、子ども、兄弟姉妹）との別れ、悲しみの気持ちを安心して語り合える、聴いてもらえる。同じ痛みのある家族が集い、あなたの苦しみや悲しみ、怒りを分かち合える場所があります。原則として、対象は成人です（18歳以上）。

開 催 日 時	毎月第3土曜日 14時～16時 (13時半受付) 参加費200円(お茶菓子代)
場 所	沖縄県立総合精神保健福祉センター1階 デイルーム 沖縄県島尻郡南風原町字宮平212-3
問い合わせ先	沖縄県立総合精神保健福祉センター相談指導班 ☎ 098-888-1443

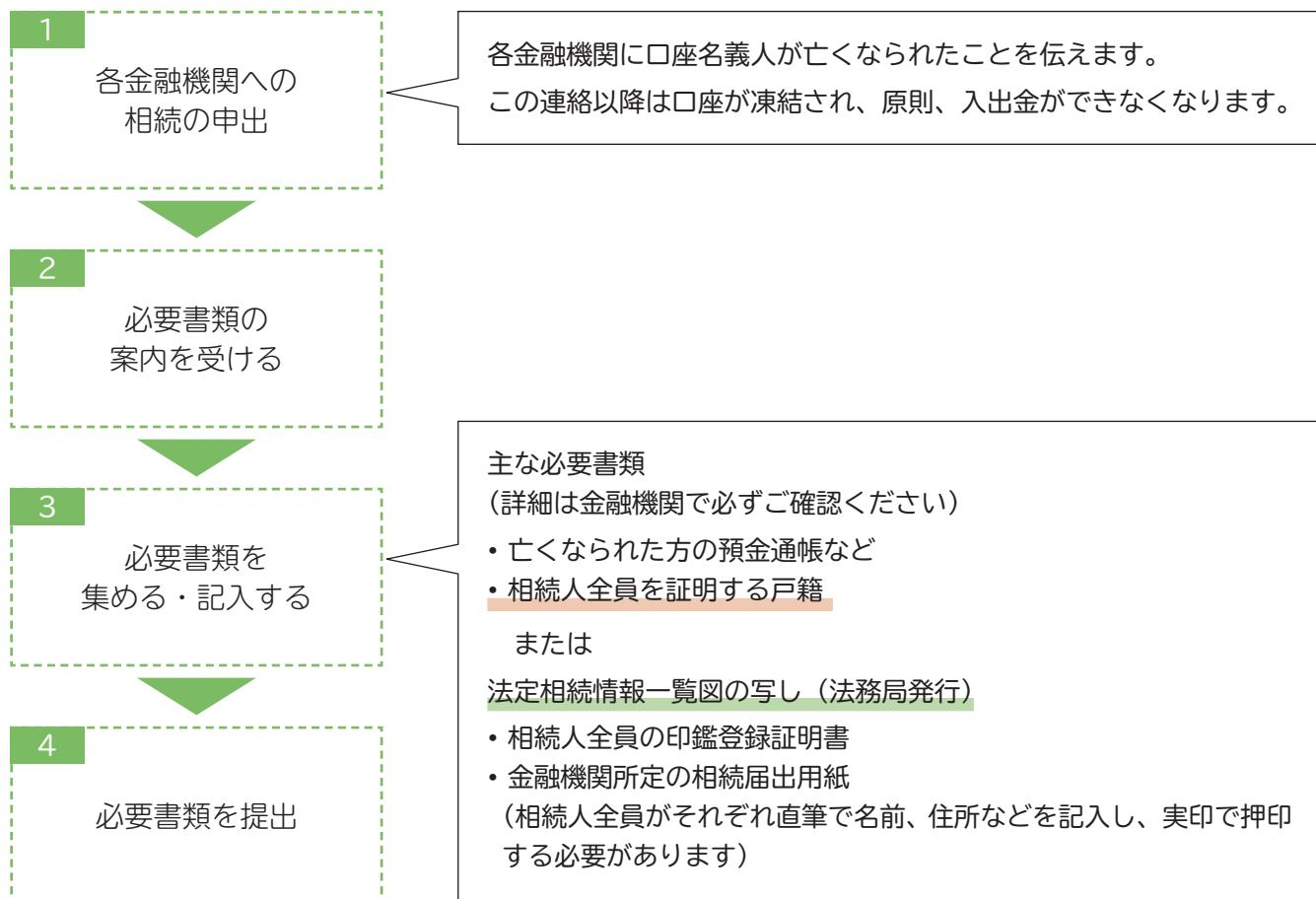
※お電話でもお気持ちをお聴きすることができます。【こころの電話】☎ 098-888-1450

市役所以外での主な手続き一覧

チェック	手続き名	手続きの内容	手続き先
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 など
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金		領収書に記載されている会社及び営業所
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本)	契約継承・解約	固定電話から ☎ 116 (局番なし) 携帯電話から ☎ 0800-2000116
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT西日本以外)・携帯電話		各契約会社 など
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	
<input type="checkbox"/>	NHK受信料		フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
<input type="checkbox"/>	厚生年金	年金に関する手続き (遺族厚生年金の請求など)	那覇年金事務所 那覇市壺川2-3-9 ☎ 098-855-1111
<input type="checkbox"/>	共済年金	年金に関する手続き (遺族共済年金の請求など)	各共済組合
<input type="checkbox"/>	農業者年金	年金に関する手続き (死亡関係届出)	沖縄県農業協同組合各支店
<input type="checkbox"/>	恩給	【未支給金がある場合】 請求手続き	総務省人事・恩給局 (恩給相談室) ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	援護年金	【未支給年金がある場合】 請求手続き	厚生労働省社会・援護局援護・業務課 ☎ 03-5253-1111 障害年金の場合は、(内3429) 遺族年金・遺族給与金の場合は、(内3443, 3444)
<input type="checkbox"/>	株式等	名義変更	各証券会社 など
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求・入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有していた場合	名義変更・廃車	軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126
<input type="checkbox"/>	普通自動車及び125cc超のバイクを所有していた場合		沖縄総合事務局陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
<input type="checkbox"/>	普通自動車税に関すること	納付相談・減免等	那覇県税事務所 ☎ 098-867-1377
<input type="checkbox"/>	国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	那覇警察署 那覇市与儀1-2-9 ☎ 098-836-0110
<input type="checkbox"/>	パスポート		沖縄県旅券センター 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎2階) ☎ 098-866-2775
<input type="checkbox"/>	在留カード・特別永住者証明書		福岡出入国在留管理局 那覇支局 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 ☎ 098-832-4186

金融機関での相続手続き

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ



相続人全員を証明する戸籍とは？

基本的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍含む）謄本を揃えることで、婚姻、子、養子縁組などの有無がわかるため、誰が法定相続人であるかを示すことができます。

ただし、戸籍の変動があるなど、ご遺族の状況によっては、揃える戸籍の範囲が広がることがあります。

※亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経たあとに取得できるようになります。

法定相続情報一覧図の写しとは？

相続人が法務局に必要な書類（亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍など、相続関係一覧図など）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。

法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください。

那覇地方法務局 ☎ 098-854-7950



相続に関する手続き一覧

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	手続き内容	主な連絡先
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。	本籍地の市区町村窓口 (本籍地が那霸市の場合) 那霸市役所 ハイサイ市民課 ☎ 098-862-3274
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	那霸地方法務局 供託課 ☎ 098-854-7954
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。	那霸家庭裁判所 ☎ 098-855-1273
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、故人が所有していた不動産については、それぞれの市区町村役場で「名寄帳」を取得することで、所有していた不動産を確認することができます。	各金融機関 各事業社 各市区町村役場
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。	沖縄県行政書士会 ☎ 098-870-1488
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	那霸家庭裁判所 ☎ 098-855-1273
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。	那霸税務署 ☎ 098-867-3101 北那霸税務署 ☎ 098-877-1324
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	※住所によって管轄の税務署が異なります。詳細については各税務署にお問い合わせください。

相続登記の義務化について

相続登記はお早めに！

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります。

- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります。※免税期限：令和7年3月31日
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。



相続登記の義務化は令和6年4月からだけど、それ以前の相続はどうなるの？

A

相続登記の義務化は令和6年4月から始まりますが、それ以前に開始した相続でも、相続登記が済んでいなければ、義務化の対象です。必要な遺産分割を行い、早めに相続登記を行うことが、重要です。



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいの？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局に申請して行いますが、ケースによって必要となる書類や登記手続が異なります。必要となる一般的な書類や手続については法務局ホームページでも案内しています。



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいの？



●相続の相談や登記手続等を依頼したい方は、こちらから

A

沖縄県司法書士会
総合相談センター
のご案内

☎ 098（867）3577
受付時間 9:00～17:00
(土・日・祝日除く)



沖縄弁護士会
ホームページ
のご案内

☎ 098（865）3737
受付時間 平日
10:00～12:00
13:00～15:00



●相続登記申請の手続や管轄登記所を確認したい方は、こちらから

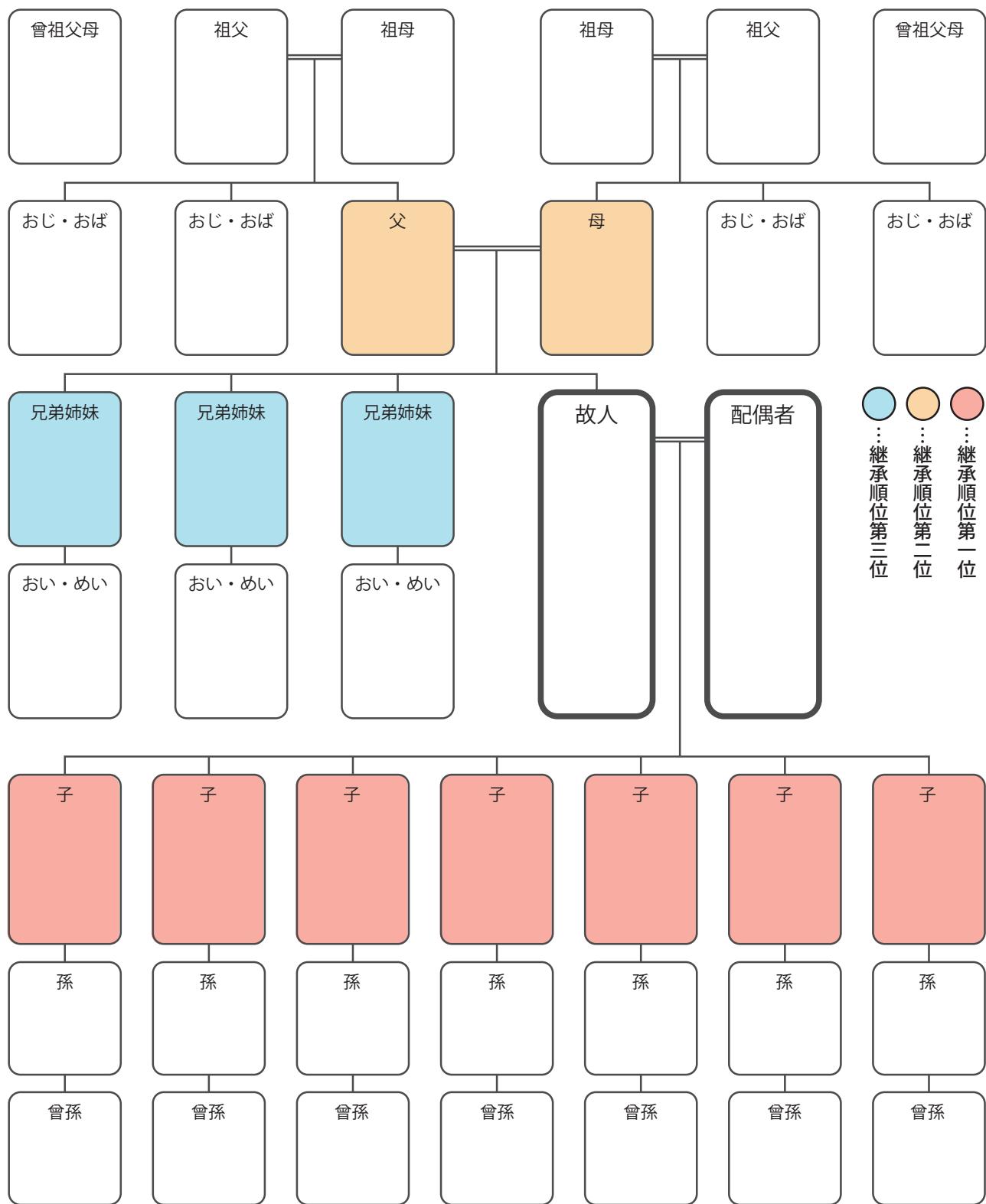
那覇地方法務局不動産登記部門

☎ 098（854）7950 受付時間 10:00～16:00
(土・日・祝日除く)

法務省
ホームページ



家系図 (3親等内の親族)



【法定相続人とは…】

- ・民法により定められた相続人です。
- ・相続順位は下記のように定められています。

配偶者（常に法定相続人になる）

第一順位（子。故人より先に亡くなっているときは孫やひ孫）

第二順位（第一順位がない場合。父母や祖父母）

第三順位（第二順位がない場合。兄弟姉妹。故人よりも先に亡くなっているときは甥や姪）になります。

委任状について

◆注意点（委任状を記載される前にお読みください。）

- 必ず委任者が代理人、委任事項を自署、または記名押印し、原本を提出してください。
- 委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がございますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 委任状の作成日より1ヶ月以内に窓口にお越しください。
- 税証明及び軽自に関する手続きについては、法定相続人からの委任状になります。
また、死亡年月日及び法定相続人の確認が取れる書類（戸籍など）が必要になります。

記入例

※原本は次のページにあります→

死亡に関する手続用（共通様式）

委任状

令和〇年〇月〇日

（あて先）那覇市長
沖縄県後期高齢者医療広域連合長

委任者（申請者） (自署)	住所 氏名 生年月日 電話番号	那覇市泉崎●丁目●番●号 那覇 花子 昭和●年●月●日 098-123-4567
------------------	--------------------------	---



私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。
また、本委任状の複写を、下記の委任事項に定める手続の際に原本として取り扱うこととに同意します。

代理人（受任者） (窓口に来られる人)	住所 氏名 生年月日 電話番号 申請者との関係	那覇市泉崎●丁目●番●号 沖縄 花子 昭和●年●月●日 012-345-6789 子
------------------------	-------------------------------------	--

○委任事項

（故人）那覇 太郎 の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、介護保険に関する手続
- 後期高齢者医療保険に関する葬祭費の受領の権限
- 住民異動届出（世帯主の変更等）に関する権限（新世帯主名 ）
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続に関し必要な戸籍（除籍）、戸籍附票（除附票）及び住民票（除票）の交付申請並びに受領に関する一切の権限
- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限並びに
税に関する各種手続（軽自動車に関する手続含む）の権限
- その他（ ）

委 任 状

令和 年 月 日

（あて先）那覇市長
沖縄県後期高齢者医療広域連合長

委任者（申請者）
住所 _____
(自署)
氏名 _____ (印)
生年月日 _____
電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。
また、本委任状の複写を、下記の委任事項に定める手続の際に原本として取り扱うことに同意します。

代理人（受任者）
住所 _____
(窓口に来られる人)
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____
申請者との関係 _____

○委任事項

（故人） _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、介護保険に関する手続
- 後期高齢者医療保険に関する葬祭費の受領の権限
- 住民異動届出（世帯主の変更等）に関する権限（新世帯主名 _____)
- 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続に関し必要な戸籍（除籍）、戸籍附票（除附票）及び住民票（除票）の交付申請並びに受領に関する一切の権限
- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限並びに
税に関する各種手続（軽自動車に関する手續含む）の権限
- その他（ _____)

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

沖縄初

「花輪式」特許技術の 特殊清掃で 原状回復します。

見積
無料



完全消臭できなければ全額返金します

完全消臭

「花輪式」消臭技術
リフォーム要らずで
臭い戻り無し

※変色、劣化が著しい箇所のみリフォームが必要な場合もございます



[特許第7298964]

遺品整理
60,000円~
(1LDK)

特殊清掃
80,000円~
(1LDK)

選ばれる ③つの理由

完全消臭

特殊清掃の中で汚染物の撤去はどこの特殊清掃業者でもできますが、血痕や体液の清掃・腐敗臭や汚染臭の「除菌」・「消臭」は技術と経験が必要です。当社で使用している消臭・除菌剤は、お部屋にこびり付いた嫌な臭いを「酸化」させることにより臭いを完全消臭する画期的な薬剤です。

リフォーム不要

リフォームでしか原状回復する方法がなかった問題を、特許技術の完全消臭で壁紙のクロスや床を張り替える必要がなくなり、原状回復にかかる費用を大幅に削減することができます。



追加費用は一切なし。
作業前に必ず内容説明をいたします。
ご納得頂いてからの作業になりますので、安心してご利用頂けます。



葬祭ホール

いなんせ会館

ファミリーホール

いなんせ

通話無料
フリー
ダイヤル

0120-103-006

〒901-2128 浦添市伊奈武瀬1丁目7番1号

いなんせ会館

検索

Tel.098-866-6111

那覇市のみなさまへ 複雑で面倒な相続手続は Makaseru 行政書士・終活事務所へ お任せください！

相続
手続き

遺言書
作成

家族
信託

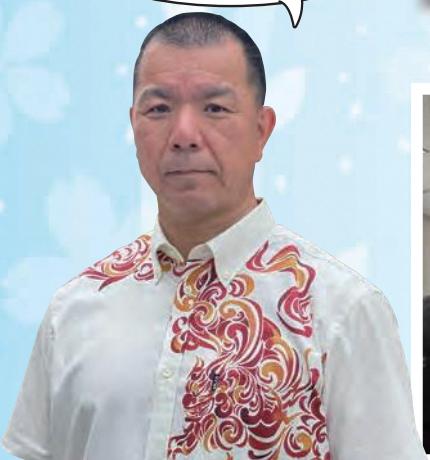
おひとりさま
準備・対策

ご親族は故人の法要や
弔問者対応に
集中なさってください！

相続手続きって
思った以上に面倒なんです。
事務的な手続きは、割り切って、
専門家にお任せください。



弊事務所では相続手続きに
関して、役場での手続きから、
面倒な戸籍の収集、預貯金、
株式等に関する手続きも
一括お引き受け致します。
また、不動産の名義変更が
必要な場合には、司法書士と
連携する等、各種専門家と
連携して手続きを進めます。



上級終活ガイド
行政書士 松岡 巧



勉強会風景 無料勉強会のご依頼も承ります！

所在地

那覇市泉崎2丁目19番地9
ワイズテラス泉崎201
沖縄県警察本部から
徒歩5分

ホームページ



 akaseru 行政書士・終活事務所

初回のご相談は無料です！

 090-7593-1093

営業時間：受付時間：水曜日以外の9:00～18:00

<https://makaseru-gyouseishosi.com>

あなたの街の相談役

こんなことでお困りですか？

相続
遺言



相続の手続きはこれから
始めたらいいんだろう…

贈与
信託



いつのタイミングで
贈与すればいいんだろう

認知症になつたら
どうしよう…

「何から手を付けたらいいか分からない」状態でも大丈夫です
私たちと一緒に解決していきましょう

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。



ROACC
司法書士法人ロアック



<https://roacc.jp/>

【那覇オフィス】

所在地:〒902-0068
沖縄県那覇市真嘉比1-16-7
TEL:098-963-9663

【久茂地オフィス】

所在地:〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-28
TEL:098-862-3321

【糸満オフィス】

所在地:〒901-0302
沖縄県糸満市字潮平707-1
TEL:098-851-8755

【浦添オフィス】

所在地:〒901-2126
沖縄県浦添市宮城4-1-5
TEL:098-874-2680



【読谷オフィス】

所在地:〒904-0311
沖縄県中頭郡読谷村字比謝483番地
TEL:098-996-4405

本誌ご持参で、初回相談無料。

GO BACK TO THE BLUE OCEAN

ブルーオーシャンセレモニー沖縄
BLUE OCEAN CEREMONY OKINAWA

沖縄の海で送る選択 新しい供養のカタチ

※下記以外の出航場所・海域もご案内可能です。※詳細はお問い合わせください。



乗船
船葬
場散
所骨

泊ゆいまち（沖縄県那覇市港町1丁目118）

- 那覇空港からリムジンバス那覇空港線
- 国内線旅客ターミナル前（終点：国際線向け）発
- ⇒ 泊高橋（とまりの前）下車徒歩10分
- 那覇空港から車で約15分 沖縄自動車道「那覇IC」約10分



散骨が選ばれる理由

散骨は下記のような様々な理由で弊社の海上散骨がお客様から選ばれております。

- ・沖縄の海が好きだったから
- ・子や孫にお金の心配をさせたくないから
- ・お墓を見る人がいないから
- ・お墓を準備する余裕がないので

お忙しい方
遠方に
おすすめ

代行委託散骨
¥55,000～
(税込)

諸事情により乗船して散骨することが難しい方はこちらのプランをお選びください。大切なご遺骨をお預かりし、遺族に代わり弊社スタッフが真心込めて散骨いたします。

お得に船に
乗りたい方
におすすめ

合同散骨
¥165,000～
(土日祝日 ¥187,000)

数組のご遺族が乗船し、乗り合いで行う散骨です。散骨ポイントでは1組ずつお別れの時間をとらせていただきます。なお散骨日程があらかじめ決まっていますので、詳細については弊社スタッフまでご確認ください。

ご遺族 + α
大人数での
ご利用に！

チャーター散骨
¥363,000～
(土日祝日 ¥418,000)

船を貸し切っておこなう散骨です。一隻チャーターしますので、気の合う人同士で心ゆくまでゆっくりお別れができます。より自由度が高く、お好きな日時に出航することが可能です。

安心と信頼の実績 拓商グループ
ブルーオーシャンセレモニー沖縄
〒901-1117 島尻郡南風原町字津嘉山1608-1

098-888-0103
営業時間 09:00-17:30 (年中無休)





「遺品整理サービス」のご案内

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



遺品の整理 はお済み でしょうか？

業者の
選び方を
知りたい



「こんな心配事ありませんか？」

安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易
見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとり
に寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績のある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運営会社：株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521
主な事業内容：(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業



新しいカタチの海洋納骨 さんご葬



墓標：エルカ

さんご葬は散骨ではありません。

名前を記した墓標：エルカにお骨を収め海に納骨します。

墓標：エルカは珊瑚砂を使用した漆喰（消石灰）で出来ており、8～10ヶ月かけて完全に溶けて自然に還る新しいカタチの海洋葬です。

※天然素材ですので海洋汚染防止法基準もクリアしています。

私が「さんご葬」を選んだ理由

- ・沖縄の海が好きだから
- ・お墓を購入しても継ぐ人がいないから
- ・お金を掛けずに永代供養をしたいから
- ・先祖代々からのお墓をしまいたい
- ・お墓では無く自然葬を希望している
- ・愛するペットと一緒に青い海で眠りたい



沖縄県内・地元特別価格

委託プラン

60,000円

乗船、海上への同行の必要はございません。
スタッフが代行し墓標：エルカを送ります。

合同プラン

100,000円

複数組での乗船プランです。1組3名様までの乗船が可能で、家族で墓標：エルカを送ります。

貸切プラン

平日

4名様まで **160,000円**
20名様まで **260,000円**

祝土
日日

4名様まで **200,000円**
20名様まで **300,000円**

チャータープランで実施日の指定が出来ます。
ご参加された方々で墓標：エルカを送ります。

海洋納骨に含まれる基本項目

- ご遺骨のお預かり
- 粉骨・墓標「エルカ」製作
- 乗船料 ● 献酒・献花
- 海洋葬実施証明書
- コーディネーター

[オプション] 好きだった飲み物や花束など、ご要望にお応えします。

※ 委託プランには乗船料は含まれていません。

OCP 一般社団法人 沖縄海洋墓標会
〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-2-9 カサデラブリー港町 205
TEL.098-917-2266 FAX.098-917-2286

お気軽にお問い合わせください。

0120-56-22-66



web

急な相続で不動産のお取り扱いに お困りではありませんか？ 弊社が直接買取致します!!

地域につくす、地元の不動産会社におまかせください!!

**査定
無料**

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

**軍用地
も対応**



✓ 相続費用が必要

✓ 調査から売却まで
すべてお任せしたい

✓ 相続の手続きについて
知りたい



自宅を
「売ってもそのまま残せる」
リースバックも可能です。



ご相談はコチラ

TEL 098-943-4355

スマホで
ご相談はコチラ



平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城（オオシロ）、島袋（シマブク）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

司法書士法人 想の樹

～想いをカタチに 未来へつなぐ～

私たちは、一人ひとりの想いを大切に、皆さんに寄り添いながら
その先の未来につながるよう、一緒になって考えます。



こんな相続のお悩みありませんか？

- たくさんある相続手続き、何から手をつけていいかわからない…
- 全部自分たちでやらなきゃならないの？
- 費用や時間はどのくらいかかるのかしら？
- 分かりやすく教えてくれる専門家はいないの？



誰しも初めてのことは、不安でわからない。
相続に関する手続き全般、
司法書士法人想の樹に
お任せください。



その他にもご要望に応じて、できることがたくさんあります。
ご家族の皆さまが、安心して手続きをすすめられるよう、女性司法書士3名と専門のスタッフが、きめ細かいサポートをしていきます。

初回来所相談

60分無料

※オンライン相談や訪問相談は別途対応可能です。



司法書士法人 想の樹

司法書士/新城優子、上原昌子、中村友香(沖縄県司法書士会)

098-987-1187

受付時間/9:30~16:30 要予約

定休日/土曜、日曜、祝日

所在地/那覇市壺屋二丁目15番1号



1F



2F



3F



発行 那霸市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年7月